



あんしん少額短期保険 の現状 2023

あんしん少額短期保険株式会社

〒330-0854

埼玉県さいたま市大宮区桜木町 4-261

TEL048-658-2810 FAX048-658-2811

<https://www.ansin-ssi.com>

目 次

I. 会社の概要および組織

1. 会社の特色
2. 会社の沿革
3. 経営の組織
4. 株式の状況
5. 役員の状況
6. 使用人の状況

II. 主要な業務の状況

1. 取扱商品
2. 募集体制

III. 主要な業務に関する事項

1. 直近の事業年度における業務の概況
2. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標
3. 直近の2事業年度における業務の状況
 - (1) 主要な業務の状況を示す指標等
 - (2) 保険契約に関する事項
 - (3) 経理に関する指標等
 - (4) 資産運用に関する指標等
4. 責任準備金の残高の内訳

IV. 運営に関する事項

1. リスク管理の体制
2. 法令遵守の体制
3. お客様本位の業務運営に係る基本方針及びその取組
4. 反社会的勢力への対応
5. 犯罪収益移転防止法への対応
6. 個人情報の取り扱いについて
7. 指定紛争解決機関について

V. 財産の状況

1. 計算書類

- (1) 貸借対照表
 - (2) 損益計算書
 - (3) キャッシュ・フロー計算書
 - (4) 株主資本等変動計算書
2. 保険金の支払い能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）
 3. 有価証券または金銭信託の取得価額、時価および評価損益
 4. 公衆の縦覧に供する書類に関する会計監査人の監査の有無
 5. 計算書類に関する会計監査人の監査証明の有無

I. 会社の概要および組織

1. 会社の特色

当社は、平成 20 年に、アルファクラブグループの冠婚葬祭互助会の会員を対象とした「あんしんネット共済会」の共済契約の受け皿会社として、また、冠婚葬祭互助会の会員様に少額短期保険を提供することにより経済的側面からバックアップすることを目的に冠婚葬祭互助会業並びにその関連事業を行うアルファクラブグループの主要企業を株主として設立されました。平成 21 年 3 月に関東財務局長の少額短期保険業者として登録を完了し、同年 3 月 30 日より少額短期保険業者としての営業を開始いたしました。

2. 会社の沿革

- 平成 20 年 10 月 23 日 「あんしんネット少額短期株式会社」設立
- 平成 21 年 3 月 24 日 関東財務局長（少額短期保険）第 52 号登録
- 平成 21 年 3 月 26 日 「あんしんネット共済会（埼玉）・（郡山）・（福島）」の共済契約の「業務及び財産の管理」の認可取得
- 平成 21 年 3 月 30 日 少額短期保険業の業務開始し「介護一時金付定期保険」「入院一時金付定期保険」の販売を開始いたしました。
- 平成 22 年 3 月 29 日 顧客ニーズにマッチした保険金建「定期保険」の承認を得て、5 月より販売を開始いたしました。
- 平成 23 年 4 月 18 日 本店をさいたま市浦和区上木崎に移転いたしました。
- 平成 28 年 8 月 08 日 本店をさいたま市見沼区上山口新田に移転いたしました。
- 平成 29 年 4 月 1 日 定期保険用に「保険金直接支払サービス特約」を付保いたしました。
- 平成 29 年 6 月 01 日 社名を「あんしん少額短期保険株式会社」に変更いたしました。
「医療保障付定期保険」「保険料一定型葬儀保険」の販売を開始いたしました。
保険金建「定期保険」を「保険金固定型葬儀保険」に改訂し販売を開始いたしました。
従来の販売方法である対面募集に加えてインターネット・通信販売での販売を開始いたしました。
- 「お客様本位の業務運営に係る基本方針」を施行いたしました。
- 平成 29 年 7 月 1 日 本店をさいたま市大宮区上小町に移転いたしました。
- 平成 30 年 5 月 18 日 保険契約者やそのご家族のための福利厚生サービスであるあんしん倶楽部を開始いたしました。
- 令和 2 年 3 月 5 日 保険金直接支払サービス特約の提携事業者に「小さなお葬式」が加盟し全国 4000 か所以上の葬儀施設が利用可能となりました。
- 令和 2 年 7 月 1 日 3 大疾病等で治療中の方でも加入が出来る「無告知型葬儀保険みんなのキズナ」の販売を開始いたしました。
少額短期保険で初めてリビング・ニーズ特約を設け、「医療保障付定期保険」「介護一時金付定期保険」「保険金固定型葬儀保険」「保険料一定型葬儀保険」に加入された場合に自動付帯を開始いたしました。
- 令和 2 年 11 月 4 日 募集代理店の株式会社ユニクエストより当社が引受保険会社となって葬儀保険 Any 告知型プランと同無告知プランの販売を開始しました。

令和 3 年 7 月 15 日 株式会社ユニクエストと業務提携契約を締結し葬儀保険で保険金直接支払サービス特約で全国 4000 カ所以上の会館が特約価格で使用できるようになりました。

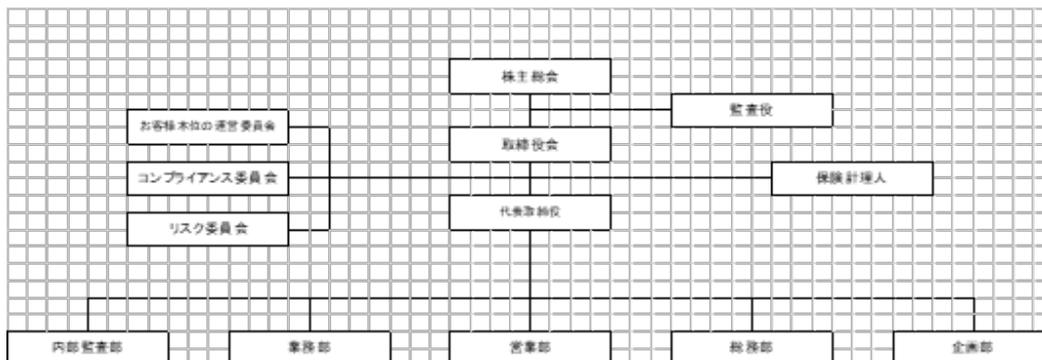
令和 4 年 8 月 22 日 本店をさいたま市大宮区桜木町に移転しました。

令和 5 年 3 月 31 日 アルファクラブ武蔵野株式会社の 100%子会社となりました。

3. 経営の組織

(1) 所在地

本 社 〒330-0855 埼玉県さいたま市大宮区上小町 5 3 5 番地



組織図 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

4. 株式の状況

(1) 株式数

- ・発行可能株式総数 8,000 株
- ・発行済株式の総数 2,000 株

(2) 株主数

令和 4 年度末株主数 1 名

(3) 株主 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
アルファクラブ武蔵野株式会社	2000 株	100%

5. 役員の状況 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

氏名	役職名	重要な兼職
山本 賢寿	代表取締役	なし
稲川 治利	取締役	アルファクラブ武蔵野(株) 代表取締役会長 アルファクラブ(株)栃木 代表取締役会長 アルファクラブ(株)福島 代表取締役会長
和田 浩明	取締役	アルファクラブ武蔵野(株) 代表取締役社長 サイカンシステム(株) 代表取締役社長

		(株)東冠	代表取締役社長
山田 敦司	監査役	アルファクラブ武蔵野(株)	相談役

6. 使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減 (△)	当期末現在	
				平均年齢	平均勤続年数
内務職員	8名	8名	—	55歳	6年2ヵ月
営業職員	—	—	—	—	—

II. 主要な業務の内容

1. 取扱商品

(イ) 保険金固定型葬儀保険（定期保険）

(1) 特徴

- ①お葬儀に付帯する様々な費用をサポートするため、30万円～300万円の7種類の保険金プランからニーズによってお選びいただけます。
- ②5項目の簡易健康告知に該当しなければ、ご加入いただけます。
- ③更新は、最長99歳まで可能で、更新時に再度の健康告知は不要です。
- ④保険金は変わりませんが、保険料は男女別・年齢別・プラン別に異なります。
- ⑤男女別、年齢別保険料のため、寿命の長い女性の方には低廉な保険料となっています。
- ⑥無料の保険金直接支払サービス特約で無料の事前相談が出来て、全国4000以上の葬儀会場にて葬儀を特約価格でご利用いただけます。
- ⑦被保険者の余命が6ヵ月以内と判断された場合に特約保険金の全額をお支払いする制度であるリビング・ニーズ特約が付帯しています。
- ⑧責任開始日以後に発症した疾病や傷病により死亡した場合に規定の死亡保険金をお支払いします。

(2) 保険期間/加入年齢/払込方法/収納方法

- ①保険期間：1年（保険料払込期間と同一）です。
- ②新規加入年齢：40歳以上84歳までです。
- ③払込方法/収納方法：月払もしくは年払/銀行口座振替もしくはクレジットカード払）です。

(ロ) 保険料一定型葬儀保険（定期保険）

(1) 特徴

- ①お葬儀に付帯する様々な費用をサポートするため、月掛保険料が1000円～7000円の7つのプランからニーズによってお選びいただけます。
- ②保険金は被保険者のお亡くなりになった年齢により男女別・プラン別に異なります。
- ③5項目の簡易健康告知に該当しなければ、ご加入いただけます。
- ④更新は、最長99歳まで可能で、更新時の健康告知は不要です。
- ⑤保険料が一生変わらないので契約の維持がしやすいプランです。

⑥無料の保険金直接支払サービス特約で無料の事前相談が出来て、全国 4000 以上の葬儀会場にて葬儀を特約価格でご利用いただけます。

⑦被保険者の余命が 6 カ月以内と判断された場合に特約保険金の全額をお支払いする制度であるリビング・ニーズ特約が付帯しています。

⑧責任開始日以後に発症した疾病や傷病により死亡した場合に規定の死亡保険金をお支払いします。

(2) 保険期間/加入年齢/払込方法/収納方法

①保険期間：1 年（保険料払込期間と同一）です。

②新規加入年齢：40 歳以上 84 歳までです。

③払込方法/収納方法：月払/銀行口座振替もしくはクレジットカード払) です。

(八) 介護一時金付定期保険（無配当 1 年更新型）

(1) 特徴

①月々の保険料は 1500 円（女性 40 歳～44 歳の場合のみ 1200 円）掛けやすく、介護一時金および死亡保険金・傷害死亡保険金を保障します。

②公的介護認定により要支援以上の認定を受けた場合には介護一時金を死亡の場合は死亡保険金、傷害死亡の場合は死亡保険金と合わせて傷害死亡保険金をお支払します。

③一時金・死亡保険金・傷害死亡保険金は年齢により異なります。

④更新は、最長 84 歳まで可能。更新時の健康告知は不要です。

⑤被保険者の余命が 6 カ月以内と判断された場合に特約保険金の全額をお支払いする制度であるリビング・ニーズ特約が付帯しています。

⑥8 項目の簡易健康告知に該当しなければご加入いただけます。

(2) 保険期間/加入年齢/払込方法/収納方法

①保険期間：1 年（保険料払込期間と同一）です。

②新規加入年齢：40 歳以上 84 歳までです。

③払込方法/収納方法：月払/銀行口座振替もしくはクレジットカード払) です。

(二) 医療保障付定期保険

(1) 特徴

①お手頃な保険料で入院給付金、手術給付金、死亡保険金、傷害死亡保険金を保障します。また、正常分娩で入院された場合でも入院給付金を保障（ご加入後 9 か月未満の場合は対象外）いたします。

②保険料と給付・保険金額は男女別・年齢階層別に異なります。

③死亡の場合は死亡保険金を傷害死亡の場合は、死亡保険金と合わせて傷害死亡保険金をお支払します。

④更新は、最長 84 歳まで可能。更新時の健康告知は不要です。

⑤被保険者の余命が 6 カ月以内と判断された場合に特約保険金の全額をお支払いする 制度であるリビング・ニーズ特約が付帯しています。

⑥契約前に発病した疾病や傷害を原因とする契約後の疾病や傷害は保障いたしません。

(2) 保険期間/加入年齢/払込方法/収納方法

①保険期間：1 年（保険料払込期間と同一）です。

②新規加入年齢：1 歳以上 79 歳までです。

③払込方法/収納方法：月払/銀行口座振替もしくはクレジットカード払) です。

(木) 無告知型葬儀保険

(1) 特徴

- ①お葬儀に付帯する様々な費用をサポートするため、10万円～100万円の10種類の保険金プランからニーズによってお選びいただけます。
- ②この保険は癌・脳疾患・心臓疾患等の有病者で現在治療中でも健康告知の代わりに加入条件告知をいただくことで申込が出来る商品です。
- ③保険料は年齢別・男女別・保険金プラン毎に異なります。
- ④更新は、最長99歳まで可能。更新時の加入条件告知は不要です。
- ⑤無料の保険金直接支払サービス特約で無料の事前相談が出来て、全国4000以上の葬儀会場にて葬儀を特約価格でご利用いただけます。
- ⑥責任開始後の死亡を保障いたします。尚、病気死亡の場合契約日以後3ヶ月間の待期間があります。

(2) 保険期間/加入年齢/払込方法/収納方法

- ①保険期間：1年（保険料払込期間と同一）です。
- ②新規加入年齢：40歳以上79歳までです。
- ③払込方法/収納方法：年払/銀行口座振替もしくはクレジットカード払）です。

2. 募集体制

主たる募集は、株主であるアルファクラブグループを中心とした代理店販売でしたが、令和1年からのコロナ禍により対面販売においては、引続き大きな打撃を受けており、令和3年度は、同じくグループ企業ではありますが、小さなお葬式ブランドを展開している株式会社ユニクエスト利用客へのアプローチによる資料請求の拡大、セブン・フィナンシャルサービス、カカクコム・インシュアランス、楽天インシュアランスとの代理店契約、将来的な低コスト募集の試験販売として、通販・WEBを主体とした販売に軸足を移しております。

実際にWEB広告、商品同梱、新聞広告等の増強により資料請求を増加させて、直販は対面販売よりも通販やWEB契約が少しずつ拡大しております。また、エクセルエイド少額短期保険との合併を控えて、同社のWEB主体の代理店の先行登録を進めたこともあり、令和5年3月末現在の代理店数及び募集人人数は以下の通りとなりました。

募集代理店数 123店（前年比+5社/+4.2%）

募集人数 460名（前年比+45名/+10.8%）

Ⅲ. 主要な業務に関する事項

1. 直近の事業年度における業務の概況

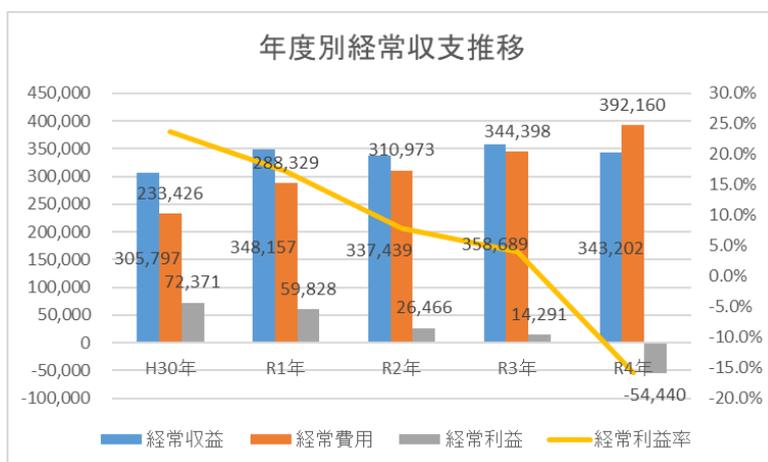
(1) 主要な事業内容

当社は、高齢者（70歳以上）が主要客体である葬儀に付帯する様々な費用をサポートする死亡保障の「保険金固定型葬儀保険」、「保険料一定型葬儀保険」「無告知型葬儀保険」ならびに普通死亡および傷害死亡に加えて入院（正常分娩も保障）や手術を保障し、主要客体が60歳以下の「医療保障付定期保険」および主要客体が40歳～65歳を中心とした、公的介護認定連動して介護認定を受けた場合に介護一時金、死亡時に普通死亡および傷害死亡をお支払する「介護一時金付定期保険」の5種類の保険商品を代理店経由の対面募集や通信販売・WEB募集による非対面販売をいたしております。

(2) 事業の経過および成果

当社は、平成 21 年 3 月より営業開始し、平成 22 年 5 月より定期保険（葬儀保険）を主力とした販売活動に取り組んでおります。令和 4 年度の新契約件数は 705 件で前年対比 -93 件 / -11.6% と前年より大きく落としてしまいました。令和 1 年からのコロナ禍が深刻さを増す中で、弊社の主要マーケットである高齢層のお客様への対面募集の不振とインフレの影響も色濃くあり、生活防衛として保険の見直し機運も強くあり、既存契約の解約・失効等が増加し、保有契約件数は 7,654 件で前年対比 -330 件 / -4.1% と 2 年連続で減少となりましたが、正味収入保険料は既存契約の単価アップもあり 343,200 千円と前年対比 3,349 千円 / 1.0% の微増となりました。また、経常収益は、343,212 千円となりましたが、責任準備金戻入額等も無かったことから前年対比 15,501 千円 / 4.3% の減収となりました。一方、経常費用につきましては、新型コロナウイルスによる入院給付金の増加や主力商品である定期保険「みんなのキズナ」の契約者の高齢化に伴う損害率の悪化も手伝い、保険金支払額が前年の 154,833 千円から 46,370 千円増加の 200,681 千円まで膨らみ損害率も前年の 46.3% から当年度 58.9% へと 12.6 ポイントの大幅な悪化となりました。事業費につきましては、エクセルエイド少額短期保険との合併準備に伴う支出の増加もありましたが、既存費用の節減等に努めて前年 170,005 千円に対して当年度 162,686 千円の -7,319 千円 / -4.3% となりました。従って、経常損益につきましては、保険料収入は微増に終わり、保険金支払額の大幅増加に加えて責任準備金等繰入額が前年に比して 15,308 千円 / 113.5% の増加もあり、54,440 千円の経常損失となりました。

(3) 対処すべき課題



過去 5 年の収益の比較を見ると明らかに令和元年からの新契約の伸び悩みにより保険料収入が伸び悩んでおります。それによって主力商品であった定期保険の保険収支が悪化したことに加えて新型コロナウイルスの影響による給付金請求の大幅な増加とエクセルエイド少額短期保険との合併準備に伴う事業費の増加に責任準備金・支払準備金繰入額の大幅増加が伴い過去 5 年間で最大の経常損を計上することとなりました。

何といたっても、過去 4 年に渡って新契約の伸びが見られず、それにより保有契約が減少することにより、経常利益も悪化の一途を辿っておりました。今後は、契約母数の拡大による根本的な事業費の効率化により、稼ぐ力の改善が必要と思われます。従ってエクセルエイド少額短期保険との合併を端緒として、先ずは M&A を活用して、保有契約の拡大を最大限に生かして経営のさらなる安定化目指して参ります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (当期)
収入保険料	335,788	339,851	343,200
（個人保険）	335,788	339,851	343,200
（その他の保険）	—	—	—
正味収入保険料	331,056	333,254	340,543
個人保険	331,056	333,254	340,543
その他の保険	—	—	—
利息及び配当金収入	7	4	4
経常利益（又は損失）	26,472	8,997	▲54,440
契約者配当準備金繰入額	—	—	—
当期純利益（又は純損失）	19,231	6,663	▲55,329
総資産	390,592	388,900	373,189
1株当たり当期純利益（又は当期 純損失）	9,615円88 銭	3,331円51 銭	▲27,664円 53銭

※当社の業務開始日は平成 21 年 3 月 30 日です。

2. 直近の 3 事業年度における主要な事業の状況を示す指標

(単位：千円)

(区分)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
経常収益	337,438	358,713	343,200
経常利益（損失）	26,472	8,997	▲54,440
当期純利益（純損失）	19,231	6,663	▲55,329
資本金の額	100,000	100,000	100,000
発行済株式の総数	2,000	2,000	2,000
純資産額	300,391	307,055	251,725
総資産額	390,592	388,900	373,189
責任準備金残高	40,428	21,591	49,391
有価証券残高	—	—	—
ソルベンシー・マージン比率	8,480.7%	8,833.0%	7,661.1%
配当性向	—	—	—
従業員数	7	8	7
正味収入保険料の額	331,056	333,254	340,543

※当社の業務開始日は平成 21 年 3 月 30 日です。

※純資産額は保険業法上の純資産額です。（保険業法第 272 条の 4 第 1 項及び保険業法施行規則第 211 条の 8 による。）

3. 直近の2事業年度における業務の状況

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

① 正味収入保険料 (単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
生命保険	333,254	340,543
死亡保険	333,254	340,543
その他	—	—
合 計	333,254	340,543

* 正味収入保険料とは、(保険料－解約返戻金－その他返戻金)－(再保険料－再保険返戻金)

② 元受正味保険料 (単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
生命保険	333,254	340,254
死亡保険	333,254	340,254
その他	—	—
合 計	333,254	340,254

* 元受正味収入保険料とは、(保険料－解約返戻金等)

③ 支払再保険料

該当事項はありません。

④ 保険引受利益の額 (単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
生命保険	8,973	▲54,440
死亡保険	8,973	▲54,440
その他	—	—
合 計	8,973	▲54,440

* 保険引受利益の額は「保険引受収益」から「保険の引受費用」保険引受けに係る
営業費及び一般管理費を減じ「その他の収支」を加えて算出。

⑤ 正味支払保険金 (単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
生命保険	154,311	200,681
死亡保険	154,311	200,681
その他	—	—
合 計	154,311	200,681

⑥ 元受正味支払保険金 (単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
生命保険	154,311	200,681
死亡保険	154,311	200,681
その他	—	—
合 計	154,311	200,681

⑦ 回収再保険金

該当事項はありません。

(2) 保険契約に関する事項

① 契約者配当金の額

該当事項はありません。

② 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

区 分	令和 3 年度			令和 4 年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率
生命保険	46.3%	51.0%	97.3%	58.9%	47.8%	106.7%
死亡保険	46.3%	51.0%	97.3%	58.9%	47.8%	106.7%
その他	—	—	—	—	—	—
合 計	46.3%	51.0%	97.3%	58.9%	47.8%	106.7%

* 正味損害率は、(正味支払保険金/正味収入保険料) × 100

* 正味事業費率は、(正味事業費/正味収入保険料) × 100

* 合算率は、(正味損害率 + 正味事業費率)

③ 発生損害率、事業費率およびその合算率

区 分	令和 3 年度			令和 4 年度		
	発生 損害率	発生 事業費率	合算率	発生 損害率	発生 事業費率	合算率
生命保険	46.3%	51.0%	97.3%	58.9%	47.8%	106.7%
死亡保険	46.3%	51.0%	97.3%	58.9%	47.8%	106.7%
その他	—	—	—	—	—	—
合 計	46.3%	51.0%	97.3%	58.9%	47.8%	106.7%

* 発生損害率は、(保険金 + 給付金) / (保険料 - 解約返戻金 - その他返戻金) × 100

* 発生事業費率は、(事業費 / (保険料 - 解約返戻金 - その他返戻金)) × 100

* 合算率は、(発生損害率 + 発生事業費率)

④ 再保険関係に関する諸数値

当社は、再保険取引を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 経理に関する指標等

① 支払備金

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度			令和 4 年度		
	普通 支払備金	I B N R 支払備金	合計	普通 支払備金	I B N R 支払備金	合計
生命保険	45,413	2,304	47,718	42,378	6,332	48,711
死亡保険	45,413	2,304	47,718	42,378	6,332	48,711
その他	—	—	—	—	—	—
合 計	45,413	2,304	47,718	42,378	6,332	48,711

② 責任準備金

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度				令和 4 年度			
	普通責任 準備金	異常危険 準備金	契約者配 当準備金	合計	普通責任 準備金	異常危険 準備金	契約者配 当準備金	合計
生命保険	15,357	6,233	—	21,591	43,432	5,959	—	49,391
死亡保険	15,357	6,233	—	21,591	43,432	5,959	—	49,391
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	15,357	6,233	—	21,591	43,432	5,959	—	49,391

③ 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高

該当事項はありません。

④ 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動

損害率の上昇仮定	発生損害率が 1%上昇すると仮定します。	
計算方法	増加する発生損害額 = 既経過保険料の 1%	
	経常損失の増加額 = 増加する発生損害額	
	令和 3 年度	令和 4 年度
経常損失の増加額	3,332 千円	3,405.4 千円

(4) 資産運用に関する指標等

① 資産運用の概況

(単位：千円)

区分	令和 3 年度		令和 4 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
預貯金	318,110	81.8%	271,600	72.8%
金銭信託	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
運用資産計	318,110	81.8%	271,600	72.8%
総資産	388,900	100.0%	373,189	100.0%

② 利息配当収入の額および運用利回り

(単位：千円)

区分	令和 3 年度		令和 4 年度	
	収入金額	利回り	収入金額	利回り
預貯金	4	0.0001%	4	0.0001%
金銭信託	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
合計	4	0.0001%	4	0.0001%

③ 保有有価証券の種類別残高、利回り、構成比

該当事項はありません。

④ 保有有価証券の残存期間別残高

該当事項はありません。

⑤ 価格変動準備金

該当事項はありません。

4. 責任準備金の残高の内訳

(単位：千円)

種目	未経過 保険料 (A)	危険保険料 積み増し (B)	収支残 (C)	当期末普通責 任準備金
死亡保険	15,057	28,109	-60,972	43,166
その他	—	—	—	—
合計	15,057	28,109	-60,972	43,166

(注) 少額短期保険業につき、未経過保険料 (A) と危険保険料積み増し (B) の合計額と、収支残 (C) のいずれか大きい金額を当期末普通責任準備金として計上しております。

(単位：千円)

種目	普通責任 準備金	異常危険 準備金	契約者配当 準備金	当期末 責任準備金
死亡保険	43,432	5,959	—	49,391
その他	—	—	—	—
合計	43,432	5,959	—	49,391

IV. 運営に関する事項

1. リスク管理の体制

当社は、健全な財務基盤の確保と適切かつ確実な保険金支払業務を遂行するために、これを阻害する恐れのある全てのリスク要因を分析・抽出するとともにこれらのリスクを統合的に管理することにしています。当社の役員並びに社員は統合的リスク管理の常用性を認識し、各々が関連する業務に関するリスクを適切に把握・管理いたします。

当社では、管理すべきリスクを保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク、オペレーションリスク（事務リスク・システムリスク・リーガルリスク・人事リスク・災害リスク・風評リスク・経営リスク）と分類しています。

リスク管理委員会は、各部門と連携し、これらのリスクの状況を適宜モニタリングし、重要リスクを抽出して、その対応策を検討・改善・実行します。また、リスク管理の状況はリスク管理委員会において審議し、定期的に取り締役に報告します。

2. 法令遵守の体制

当社は、少額短期保険業という公共性の高い事業を行うものとして、お客様、株主、代理店、社員および地域というステークホルダーに対して企業が有する責任を果たすため、適切・的確な経営管理をすることを義務と位置づけ、健全かつ透明性の高いコーポレート・ガバナンスを構築していきます。

まず、取締役会の下にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する基本方針・規程に基づき法令遵守を推進しています。当委員会では、コンプライアンス・プログラムの推進状況や違反行為発生時の状況把握、再発防止策の立案・検証等に関して、定期的に取り締役会への報告を行います。次に、反社会的勢力に対する基本方針を定め、当社ホームページに掲載するとともに、社内および代理店等に周知しています。コンプライアンス重視の企業風

士を醸成するために、定期的にコンプライアンス研修を実施し、役員・社員および募集人に対する教育、啓発に努めています。

コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンスの推進を目的とした「コンプライアンス委員会」を設置いたしました。以て、コンプライアンス・プログラムの策定、コンプライアンス・マニュアルを作成し、役員を初め、従業員・代理店および募集人に対して、法令等遵守の指導・教育を行い、継続的に改訂・教育・啓発・確認を順次実施しています。

3. お客様本位の業務運営に係る基本方針及びその取組み

標語：「お客様のあんしんはお客様本位の運営で」

当社は、お客様の生活に寄添いながらお客様の幸福を護ることを第一義に考え、お客様に当社の保険商品や付帯サービスを通じて永続的かつ安定的に、「あんしん」の提供を行うため「お客様本位の業務運営に係る基本方針及びその取組」を定め、会社の行動指針として広くお客様に開示するとともに、全役職員・全募集代理店役職員が一丸となって遵守し、必要に応じて適宜見直しを行い、また、その取組状況についても定期的に公表するようにいたしました。

お客様本位の業務運営に係る基本方針及びその取組については、平成 29 年 6 月 1 日に弊社のコーポレートサイトにて公表し、平成 30 年度もその実現に向けて、ポスター等による告知の強化や代理店募集人教育のカリキュラムとして実施いたしました。令和 1 年度はその実現に向けて募集人マニュアルを作成して標語をはじめとした方針を記載し各募集人にこれに沿って募集をするべく教育をしております。令和 2 年度以降は、本基本方針を KPI 含む内容に改訂し各方針に指標を設けて、達成度合いを検証し、毎年、弊社 HP 上において公開をしております。

4. 反社会的勢力への対応

反社会的勢力に対する基本方針や反社会的勢力対応規程を定め、それに基づき約款や申込書の改訂を行うとともに新契約募集時の説明を行い、意向確認書によりその把握を行いながら一般社団法人日本少額短期保険協会運営の反社会的勢力検索システムの活用により、保険募集人、契約者、被保険者、受取人、役職員、会社のステークホルダー等、募集・申込に関わる全ての関係者の反社チェックを行うことにより、反社会的勢力の保険加入を未然に防ぐとともに、反社会的勢力との関係性を遮断しております。また対応については、反社会勢力に付入る隙を与えないよう警察等と連携を図り、役職員一丸となり毅然とした態度で行い、利益供与や便宜供与は行わず、これを未来永劫行いません。

5. 犯罪収益移転防止法への対応

犯罪収益移転防止法を遵守するため、社員はじめ募集人に対して保険契約時の本人確認書類による該当事項の確認（公的証明書による確認）及び添付を義務付け、募集人による確認及び契約引受担当者による確認とのダブルチェックを実施しております。また、再確認のため保険証券の受取については、契約者本人限定受取を行っており、本人限定受取が出来なかった場合には、その契約を無効扱いとしており、徹底した対応を行っております。

6. 個人情報の取り扱いについて

当社は、お客様の大切な個人情報を適切に取り扱うことが企業の重要な社会的責務であると認識し、個人情報にかかると方針を以下に定め、役員・社員・委託先・提携先全員が、個人情報の保護に関する法律やガイドラインなどの

関係諸法令を遵守し、お客様の個人情報の保護に関して万全を尽くしてまいります。また、適切な個人情報の保護を実現するために、この方針は必要に応じて適宜見直しを行うとともに、永続的に改善を行います。

A. 個人情報の保護に関する方針

(1) 個人情報の定義

当社は、個人情報を「個人に関する情報で、当該情報に含まれる名前・生年月日等により個人を特定できるもの」と定義しています。

(2) 個人情報の種類

保険契約の締結等に必要の情報として、お客様のお名前、住所、生年月日、性別、健康状態、職業等をお聞きます。また、当社が提供する各種サービスに関連し、必要な情報をお聞きする場合があります。

(3) 個人情報の取得方法

主に、当社の登録少額短期保険募集人、ウェブサイト上の画面、資料請求はがき、電話を通じて、お客様に関する情報を取得いたします。お客様の情報の取得にあたっては、個人情報の保護に関する法律、保険業法その他の関連諸法令に照らして適正な方法で行います。

(4) 個人情報の利用目的

当社は、お客様に関する情報は、必要に応じて、以下の目的で利用いたしますが、それ以外の目的での利用はいたしません。

- ① 各種保険契約の引受、契約の維持管理、保険金・給付金の支払
- ② 関連会社・提携会社・提携葬儀社を含む各種商品・サービスの案内及びその提供
- ③ 当社業務に関する情報提供、商品・サービスの充実
- ④ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求
- ⑤ その他保険に関連・付随する業務

(5) 個人情報の第三者への提供

お客様に関する情報は、以下の場合に於いて、必要最小限の範囲で外部に提供することがあります。

- ① あらかじめお客様より同意をいただいている場合
- ② 法令により必要とされる場合
- ③ 代理店に保険募集を委託する場合
- ④ 保険金直接支払サービス特約に加入した場合
- ⑤ 人の生命、身体または財産の保護のために必要とされる場合
- ⑥ 公共の利益のために必要な場合
- ⑦ 特定の者と共同で利用する場合（具体例：他の少額短期保険会社等と「支払時情報交換制度」により共同で利用する場合）
- ⑧ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知並びに再保険金の請求その他必要な範囲内で、再保険会社に提供する場合

(6) 個人情報の開示、訂正等

お客様よりご自身に関する情報についての開示・訂正等・利用停止等の依頼があった場合、会社は請求者がご本人である旨を確認させていただいた上で、特段の理由がない限り、個人情報保護法の趣旨に基づき、直ちにその開示・訂正等・利用停止等の対応を行います。

情報の開示・訂正等・利用停止等の請求は、3. の個人情報の取扱い等に関する窓口までお問合せください。

(7) 情報の管理

お客様に関する情報は、正確かつ最新の内容を確保するために、常に適切な措置を講じます。また、お客様情報に対する不当なアクセス、個人情報の紛失、漏洩、毀損等の危険に対して必要な対策を講じるよう努めます。さらに、役員・社員・委託先並びに提携先に対して必要かつ適切な監督を行います。また、当社では、お客様に関する情報の保護・管理強化のため、情報を管理する責任者並びに「コンプライアンス委員会」を設置し、全社的な取り組みを行います。また、安全管理措置等の個人情報保護に関する必要な対策について、定期的に見直しを行うとともに永続的改善に努めます。

B. 特定個人情報の保護に関する方針

当社は、お客様に対して、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）に基づき、「保険取引に関する支払調書の作成」に利用をするため、個人番号の提供をいただきます。また、その利用にあたっては、関係諸法令を遵守し、提供いただいたお客様の個人番号並びに特定個人情報の紛失、漏洩、毀損等の危険に対して必要な対策を講じます。

c. 個人情報の取扱い等に関する窓口

お客様の個人情報や当社の個人情報の安全管理措置等の取扱いに関するお問合せは、下記までお願いします。

個人情報の取扱いに関するお問合せ

お客様相談室  0120-685-815（通話無料）

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

※お電話の内容はお客様からのご質問やご要望などを正確に把握するために、通話内容を録音しておりますので、あらかじめご了承ください

7. 指定紛争解決機関について

当社は、お客様からお申し出いただいた苦情等につきまして、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。なお、お客様の必要に応じ、当社加入協会（日本少額短期保険協会）の指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくこともできますので、ご案内申し上げます。

詳細につきましては、以下をご参照願います。

<指定紛争解決機関>

一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

電話（フリーダイヤル）：0120-82-1144

F A X：03-3297-0755

受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00

受付日：月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

V. 財産の状況

1. 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

科目	令和 3年度	令和 4年度	科目	令和 3年度	令和 4年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	318,110	271,600	保険契約準備金	69,310	98,103
現金	137	295	支払備金	47,718	48,711
預貯金	317,73	271,306	責任準備金	21,591	49,391
有価証券	—	—	普通責任準備金	15,357	43,432
国債	—	—	異常危険準備金	6,233	5,959
地方債	—	—	契約者配当準備金	—	—
その他の証券	—	—	代理店貸	—	—
有形固定資産	—	18,899	再保険貸	—	—
土地	—	—	短期社債	—	—
建物	—	18,899	社債	—	—
動産	—	—	新株予約権付社債	—	—
建設仮勘定	—	—	その他負債	12,535	23,360
その他の有形固定資産	—	—	借入金	—	—
無形固定資産	6,418	6,395	未払法人税等	359	451
ソフトウェア	6,418	6,395	未払金	6,897	18,174
のれん	—	—	未払費用	4,989	4,438
その他の無形固定資産	—	—	前受収益	—	—
代理店貸	—	—	預り金	289	296
再保険貸	—	—	仮受金	—	—
その他の資産	38,371	76,294	その他の負債	—	—
未収金	26,789	26,513	退職給付引当金	—	—
未収保険料	—	—	価格変動準備金	—	—
前払費用	55	2,046	繰延税金負債	—	—
未収収益	—	—	負ののれん	—	—
仮払金	—	—	負債の部 合計	81,845	121,463
その他の資産	11,527	21,735	(純資産の部)		
繰延税金資産	—	—	資本金	100,000	100,000
供託金	26,000	26,000	新株式申込証拠金	—	—
			資本剰余金	—	—
			資本準備金	—	—
			その他資本剰余金	—	—
			利益剰余金	207,055	151,736
			利益準備金	—	—
			その他利益剰余金	207,055	151,736
			繰越利益剰余金	207,055	151,736
			自己株式	—	—
			自己株式申込証拠金	—	—
			株主資本合計	307,055	251,736
			その他有価証券評価差額金	—	—
			繰越ヘッジ損益	—	—
			土地再評価差額金	—	—
			評価・換算差額等合計	—	—
			新株予約権	—	—
			純資産の部 合計	307,055	251,736
資産の部合計	388,900	373,189	負債及び純資産の部 合計	388,900	373,189

(2) 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
経常収益	358,713	343,216
保険料等収入	339,851	343,200
保険料	339,851	343,200
再保険収入	—	—
回収再保険金	—	—
再保険手数料	—	—
再保険返戻金	—	—
支払備金戻入額	—	—
責任準備金戻入額	18,837	0
資産運用収益	4	4
利息及び配当金等収入	4	4
その他運用収益	—	—
その他経常収益	20	12
経常費用	344,396	397,653
保険金等支払金	160,907	203,338
保険金等	154,311	200,681
解約返戻金等	6,596	2,656
契約者配当金	—	—
再保険料	—	—
責任準備金等繰入額	13,484	28,792
支払備金繰入額	13,484	992
責任準備金繰入額	—	27,800
資産運用費用	—	—
事業費	170,005	162,687
営業費及び一般管理費	164,591	158,456
税金	322	603
減価償却費	5,091	3,627
退職給付引当金繰入額	—	—
その他の経常費用	5,317	2,836
経常利益（又は経常損失）	8,997	-54,440
特別利益	—	—
特別損失	—	—
価格変動準備金繰入額	—	—
その他特別損失	—	—
契約者配当準備金繰入額	—	—
税引前当期純利益	8,997	-54,440
法人税及び住民税	2,334	888
法人税等調整額	—	—
法人税等合計	2,334	888
当期純利益	6,663	-55,329

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
保険料の収入	340,048	343,475
再保険収入	—	—
保険金等支払による支出	△154,311	△200,681
解約返戻金等支払による支出	△6,596	△2,656
再保険料支払による支出	—	—
事業費の支出	△168,164	△156,740
その他	19	8
小 計	10,995	16,594
利息及び配当金等の受領額	4	4
利息の支払額	△168	△236
契約者配当金の支払	—	—
その他	△1,000	△7,299
法人税等の支払額	△1,307	△1,526
法人税等の還付額	—	1,644
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,523	△24,007
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額 (△は増加)	—	—
有価証券の取得による支出	—	—
有価証券の売却・償還による収入	—	—
有形・固定資産の取得による支出	△550	△22,503
その他	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△550	△22,503
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	—	—
借入金の返済による支出	—	—
社債の発行による収入	—	—
社債の償還による支出	—	—
株式の発行による収入	—	—
自己株式の取得による支出	—	—
配当金の支払額	—	—
その他	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	7,973	△46,510
現金及び現金同等物期首残高	310,137	318,110
現金及び現金同等物期末残高	318,110	271,600

(4) 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度
株主資本		
資本金		
前期末残高	100,000	100,000
当期変動額	—	—
当期変動額合計	—	—
当期末残高	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	—	—
当期変動額	—	—
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—
利益剰余金		
その他剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	200,391	207,055
当期変動額	—	—
当期純利益	6,663	-55,329
当期変動額合計	6,663	-55,329
当期末残高	207,055	151,725
株主資本合計		
前期末残高	300,391	307,055
当期変動額	—	—
新株の発行	—	—
当期純利益	6,663	-55,329
当期変動額合計	6,663	-55,329
当期末残高	307,055	251,725
純資産合計		
前期末残高	300,391	307,055
当期変動額	—	—
新株の発行	—	—
当期純利益	6,663	-55,329
当期変動額合計	6,663	-55,329
当期末残高	307,055	251,725

注記事項

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 棚卸資産の評価基準および評価方法
最終仕入原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産：法人税法の規定による定率法
無形固定資産：法人税法の規定による定額法
3. 退職給付引当金の計上方法
該当事項はありません。
4. 価格変動準備金
該当事項はありません。
5. 消費税等の処理方法
消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。
6. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しています。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,087 千円
2. 保険業法第 113 条に規定する繰延資産
該当事項はありません。

III. 損益計算書に関する注記

1. 利息および配当金収入の内訳
普通預金利息……4,118 円
2. 正味収入保険料……340,543 千円
3. 正味支払保険金……200,681 千円

IV. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1. キャッシュ・フロー計算書は、直接法により作成しています。
2. 現金および現金同等物の範囲は、預貯金です。

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の数は、2,000 株です。

VI. 関連当事者との取引に関する注記

注記の対象となる関連当事者との取引はありません。

VII. 一株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額は、125,862 円 96 銭です。
- (2) 1株当たりの当期純損失の額は、27,664 円 53 銭です。

2. 保険金の支払い能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	313,288	257,685
① 純資産の部合計（社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く。）	307,055	251,725
② 価格変動準備金	—	—
③ 異常危険準備金	6,233	5,959
④ 一般貸倒引当金	—	—
⑤ その他有価証券の評価差額（税効果控除前） （99%又は100%）	—	—
⑥ 土地含み損益（85%又は100%）	—	—
⑦ 契約者配当準備金の一部（除、翌期配当所要額）	—	—
⑧ 将来利益	—	—
⑨ 税効果相当額	—	—
⑩ 負債性資本調達手段等	—	—
告示（第14号）第2条第3項第5項イに掲げるもの（⑩a）	—	—
告示（第14号）第2条第3項第5項ロに掲げるもの（⑩b）	—	—
⑪ 控除項目（-）	—	—
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R_1^2 + R_2^2]} + R_3 + R_4$	7,093	6,722
保険リスク相当額	6,131	5,959
R1 一般保険リスク相当額	6,131	5,959
R4 巨大災害リスク相当額	—	—
R2 資産運用リスク相当額	3,181	2,716
価格変動等リスク相当額	—	—
信用リスク相当額	3,181	2,716
子会社等リスク相当額	—	—
再保険リスク相当額	—	—
再保険回収リスク相当額	—	—
R3 経営管理リスク相当額	186	173
ソルベンシー・マージン比率 (1) / { (1/2) × (2) }	8,833.0%	7,666.1%

3. 有価証券または金銭信託の取得価額または契約価額、時価および評価損益

(1) 有価証券

該当事項はありません。

(2)金銭信託

該当事項はありません。

4. 公衆の縦覧に供する書類に関する会計監査人の監査の有無
当社は会計監査人の監査は受けておりません。
5. 計算書類に関する会計監査人の監査証明の有無
金融商品取引法第 193 条の 2 の規定に基づく公認会計士または監査法人の監査は受けておりません。